

協議第7号

慣行の取扱いについて(協定項目20)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

慣行の取扱いについて(協定項目20)

- 1 市章、市民憲章、市民歌、市の花・鳥・木については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新市において定めるものとする。
- 4 名誉町村民については、新市の制度において名誉市民の称号を贈られた者とみなすものとする。

平成16年7月14日提出

西根町・松尾村・安代町合併協議会




会長 西根町長 工藤勝治

平成 年 月 日(確認・継続協議)

西根町・松尾村・安代町合併協議会の調整内容

資料

協議事項	20 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	1 市章、市民憲章、市民歌、市の花・鳥・木については、新市において定めるものとする。 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3 表彰制度については、新市において定めるものとする。 4 名誉町村民については、新市の制度において名誉市民の称号を贈られた者とみなすものとする。	

現 況			調整の具体的内容
西根町	松尾村	安代町	
町章 （昭和36年11月1日制定）  西根町の「に」を図案化したものです。周りは住民の融和を、中央は多角的農業形態を、先端部分は躍進を表現したもので、新しい町づくりの発展への願いが込められています。	村章 （昭和38年11月1日制定）  片仮名の「マ」を形象化し、農業、鉱工業、観光の三本柱行政を表現したものです。	町章 （昭和35年5月17日制定）  安代町の頭文字「ア」の図案化をもって円満団結、発展の町、安代を表現したものです。	新市において定める。
町民憲章 （昭和51年9月30日制定） 西根町は、岩手山のふもとに広がる清らかな自然に恵まれた町です。わたくしたちは、互いの幸せを願い、郷土の限りない発展をめざしてこの憲章を定めます。 1 わたくしたちは、自然を愛し、美しく調和のある町をつくります。 1 わたくしたちは、毎日の幸せをねがい、	村民憲章 （昭和51年3月18日制定） わたしたちは、たがいの幸せを願い、明るく豊かな郷土をつくるため、全村民の誓いをこめてこの憲章を定めます。 1 わたしたちは、心と体をきたえる村をつくります。 1 わたしたちは、学習と仕事にはげむ村をつくります。	町民憲章 （昭和51年9月20日制定） わたしたちは、恵まれた自然を生かし、文化の高い郷土をつくるため、ここに町民憲章を定めます。 1 仕事にはげみ、豊かな町をつくります。 2 心とからだをきたえ、明るい町をつくります。 3 老人と子供を大切にし、住みよい町をつ	

<p>心と体をきたえ、力づよい町をつくりま す。</p> <p>1 わたくしたちは、楽しいくらしのため に、働く喜びと希望のある、明るい町をつ くります。</p> <p>1 わたくしたちは、温かいおもいやりと、 ゆずりあいの心をもつて、安全で住みよい 町をつくります。</p> <p>1 わたくしたちは、未来のために、文化を 高め、豊かで平和な町をつくります。</p>	<p>1 わたくしたちは、人と自然を大切にす村 をつくります。</p>	<p>くります。</p>	
<p>町の歌 西根町歌（昭和36年11月1日制定） 西根音頭（昭和43年制定） みちのく便り（平成3年制定）</p>	<p>村の歌 松尾小唄（昭和33年1月27日制定） 松尾村民歌（昭和38年11月1日制定）</p>	<p>町の歌 安代町民歌（昭和35年5月17日制定） 安代音頭（昭和62年制定）</p>	<p>新市において定める。</p>
<p>町の花・鳥・木（昭和51年9月30日制定） 花 むらさき 鳥 きじ 木 あかまつ</p>	<p>村の花・鳥・木（昭和51年3月18日制定） 花 さくら 鳥 やまどり 木 ひめこまつ</p>	<p>町の花・鳥・木（昭和51年9月20日制定） 花 りんどう 鳥 やまどり 木 ぶな</p>	<p>新市において定める。</p>
<p>町の宣言 交通安全都市宣言（昭和37年3月19日） 明るく正しい選挙の町宣言（昭和44年9月12日） 非核平和都市宣言（平成7年6月22日）</p>	<p>村の宣言 モーテル等の非文化的施設の禁止宣言（昭和48年6月30日） 暴力追放宣言（平成3年9月12日） 非核平和都市宣言（平成7年9月26日）</p>	<p>町の宣言 交通安全宣言（昭和37年3月20日） モーテル類似施設等の禁止宣言（平成元年9月22日） 非核平和都市宣言（平成9年12月19日）</p>	<p>新市において定める。</p>
<p>町の表彰 西根町表彰 1 功労表彰 (1) 地方自治の進展、教育、文化の発展に関 し著しい功労のあつた者</p>	<p>村の表彰 松尾村表彰 1 功労表彰 (1) 地方自治の進展、教育、文化の発展に関 し著しい功労のあつた者</p>	<p>町の表彰 安代町表彰 (1) 地方自治の進展、教育、学芸等文化の発 展に関し著しい寄与のあつた者 (2) 産業の振興に関し著しい功労のあつた</p>	<p>新市において定める。</p>

現 況			調整の具体的内容
西根町	松尾村	安代町	
<p>(2) 産業の振興に関し著しい功労のあった者</p> <p>(3) 民生の安定及び社会福祉の向上に関し著しい功労のあつた者</p> <p>2 善行表彰</p> <p>(1) 町の公益事業に尽力し、その功績が顕著な者</p> <p>(2) 町の公益のため金品を寄附した者</p> <p>(3) 人命の救助又は町民の範となる善行をした者</p>	<p>(2) 産業の振興に関し著しい功労のあった者</p> <p>(3) 民生の安定及び社会福祉の向上に関し著しい功労のあった者</p> <p>(4) 村職員その他これに準ずる者であって誠実勤勉に職務に精励した者</p> <p>2 善行表彰</p> <p>(1) 村の公益事業の遂行に尽力し、その功績顕著な者</p> <p>(2) 村の公益のため金品を寄附した者</p> <p>(3) 人命の救助又は村民の範となる善行をした者</p> <p>松尾村褒賞</p> <p>1 表彰状 公共の福祉推進に関し、特に村民の信頼を高める行為や事績があり、他の模範となる者</p> <p>2 感謝状 村行政の推進に当たり、これに積極的に協力し、又は尽力された行為や功績のあった者</p>	<p>者</p> <p>(3) 民生の安定に関し著しい功労のあった者</p> <p>(4) 人命の救助又は消防、水防に関し著しい功労のあった者</p> <p>(5) 公務に関し著しい功労のあった者</p> <p>(6) その他功績顕著であって他の模範とするに足る者</p> <p>安代町町民荣誉賞 広く町民に敬愛され、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、町民に明るい希望と活力を与えることに顕著な業績があった者</p>	
<p>西根町名誉町民</p> <p>1 目的 西根町勢の発展又は町の名誉の高揚に著しく貢献した者に対して、西根町名誉町民の称号を贈りその功労に報いるとともに後世までその功績</p>	<p>松尾村名誉村民</p> <p>1 目的 松尾村勢の発展又は村の名誉の高揚に貢献した者に対して松尾村名誉村民の称号を贈り、その功労に報いるとともに、後世までその功績</p>		<p>新市の制度において名誉市民の称号を贈られた者とみなすものとする。</p>

<p>の功績を顕彰することを目的とする。</p> <p>2 要件</p> <p>(1) 西根町に縁故の深い者であること</p> <p>(2) 公共の福祉を増進し、又は文化の興隆に寄与し、もって広く社会の進歩発展に貢献していること</p> <p>(3) 世人の敬仰の的になっていること</p> <p>3 決定方法</p> <p>名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。</p>	<p>を顕彰することを目的とする。</p> <p>2 要件</p> <p>(1) 公共の福祉を増進し、又は文化の興隆に寄与し、もって広く社会の進歩発展に貢献していること</p> <p>(2) 人格高潔であると認められる者</p> <p>3 決定方法</p> <p>名誉村民は、松尾村名誉村民を定める委員会の意見を求め、村長が決定する。</p>		
---	---	--	--